

就労 (就学)	居宅外被雇用者又は自営業の中心者	月20日以上又は週5日以上の就労 (就学、就学予定)	1日7時間以上 1日4時間以上	
		月16日以上又は週4日以上の就労 (就学、就学予定)	1日7時間以上 1日4時間以上	
		月20日以上の就労	1日7時間以上 1日4時間以上	
		月16日以上の就労	1日7時間以上 1日4時間以上	
	内職(通信教育等)	月16日以上かつ1日4時間以上		
	求職・起業準備	求職活動、起業準備のため居宅外への外出を常態としている場合		
	出産	産前2か月、産後3か月の期間		
	入院中			
		入院中の場合はその期間(年月日～年月日)		
保護者指 数	病気・負傷 居宅	入院に相当する治療や安静を要し、常に病床に伏して保育が常時困難な場合		
		感染症疾病又は精神性疾患であって医師の診断により、保育が著しく困難な場合		
		医師から安静を要すると診断され、保育が困難な場合		
		概ね月10日以上の通院加療を要し、保育に支障がある場合		
障 が い	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者福祉保健手帳1級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者			
	身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者福祉保健手帳2級を所持している者、又は要介護3の認定を受けている者			
	身体障害者手帳4級、療育手帳C若しくは精神障害者福祉保健手帳3級を所持している者、又は要介護2・1の認定を受けている者			
同居親族等 の介護・看 護	常時病臥者・重度心身障害者(児)等、【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者福祉保健手帳1級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者】の常時観察、付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日7時間以上、保育が常時困難な場合			
	病人・心身障害者(児)等の付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日4時間以上、保育が常時困難な場合			
	病人・心身障害者(児)等の付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月16日以上かつ1日4時間以上、保育が常時困難な場合			
調整指 数	保育の代替手段	父母以外で就労していない65歳未満(利用予定年度の4月1日現在で)の同居の成人した親族等がいる場合 ※同居の成人した親族は世帯が別であっても、同一敷地内又は同一建物(二世帯住宅等)の場合を含む		
	世帯の状況	介護・看護を必要とする同居の親族が複数いる場合		
		多胎児を妊娠している場合(出産等の事由のみ)		
		ひとり親世帯		
	就労等の状況	保護者のいずれかが町内保育園に保育士として勤務(予定を含む)している場合	月20日以上又は週5日以上の就労で1日6時間以上	
			月20日以上又は週5日以上の就労で1日4時間以上	
	その他	放課後児童クラブ支援員にご相談ください。		